

## 江戸時代の評価における統制論と開発論の相克

— 武士階級の試験制度を中心に —

To Control or To Develop ?

- The Dilemma in Operating Evaluation in Education of Yedo Japan -

橋本 昭彦\*

HASHIMOTO Akihiko

## 1. 本稿の意図と課題

## (1) 本稿の意図

イギリスの教育社会学者のロナルド・ドーアが提唱した「後発効果」(late development effect) という概念がある。それは、他の条件が等しければ産業化の始まりが遅ければ遅いほど、学校の修了証の持つ意味がおおきく、学歴インフレの進行が早くなり、学校教育が受験中心主義に傾く、などという説である<sup>(1)</sup>。日本が明治以降成し遂げた「急速な近代化」もこの一例とされ、以後、日本の教育関係の審議会でもこの説の影響を受けた答申を出し続けている<sup>(2)</sup>。この説の当否はともかくとして、果たして日本はいうところの「後発国家」に該当するのか。日本で、教育の中央官庁である文部省が設置されたのが1871(明治4)年であり「学制」制定がその翌年である。イギリスでは初等教育法が制定されたのが1870年である。「学校」という形態で一度に多数の教育を行う「スクール・システム」は、日本ではすでに18世紀後半から19世紀初頭にかけて一定度の普及をみている<sup>(3)</sup>。すなわち、明治以降の教育に関して起こった変化は、主に学校系統及び学科目の西洋化と学校制度の量的普及とであって、学校の中で行われていた教育実践・学習行為や、教育観・教育慣行の面では断絶と新生よりも、むしろ継承と展開があった可能性が少なくない。

本稿が本特集にこのような位置を占めている理由は、我々の関心が「制度」だけにあるのではないからである。ヨーロッパ、アメリカ、アジア、オセアニア、様々な地域に教育評価の制度があるが、それぞれ異なった運用があり、異なった問題を抱えるのはなぜか。我々の社会において、教育評価が独自の課題性を抱えるのはなぜか。それは、学校の組織風土が異なるから；社会的風土が異なるから、ということに尽きるであろう。本特集の木岡一明論文が示すように、我が国の学校評価研究は、「学校の組織実態に踏み込んで、いかなる評価システムを構想するか」を一つの重要な課題とする。そして、「組織実態に踏み込む」という課題はたんに学校評価研究だけの課題ではなく、我が国の教育評価や政策評価など、教育におけるあらゆる評価制度に通底する問題であると思われる。そうした研究関心を持つ以上、制度面の連続・非連続に関わらず、現在の教育界における評価をめぐる組織実態や社会風土が形成されるに至った歴史的な事情を把握しなくてはならない。

本稿では、教育における評価全般について、日本ではどのような制度がどのような評価観のもとに運用されていたのかを、江戸時代にさかのぼって探求する。いくつかの具体的事例の検討を交えて、近代学校制度が始まったとされる明治期以前に機能していた評価観がどのような特質を持っていたのかを究明したい。「伝統的評価観」の特質を明らかにすることによって、教育の場における評価観が現在に至る歴史の中でどのように形成されてきたか、またこれから将来にわたって評価制度をどのように展開させるのが良いのかを考えるための示唆を得たい。

\* 教育政策・評価研究部 総括研究官

## (2) 本稿の問題意識～評価制度の「建設と崩壊」が繰り返すのはなぜか～

一般に、組織における評価のための制度は、それを活かすのも殺すのも評価に対するトップの決断と組織構成員の風土しだいであると言う<sup>(4)</sup>。教育社会において考えれば、評価を本体とする制度には、政策評価、学校評価、児童・生徒のための教育評価、カウンセリングやガイダンスなどがある。それら評価に関わる諸制度が、真に意味のあるものになるかそれとも「魂の入れぬ仏」に終わるかは、ひとえに組織の長の見識と現場で評価活動に関わる教職員や学習者たちの評価に対する「構え」いかにかかっているといえる。組織の長の見識については今はさておくとして、より多数の人間に関わる問題である評価をめぐる組織の風土の問題についてみるに、これまでに学術的な整理がなされていないように思われる。

例えば、大学の入学試験という評価の一領域がある。この分野の歩みを「建設と崩壊の循環」だと喝破したのは、かつて文部省調査局などで生徒の適性検査・大学入試・職業指導などの調査研究に従事した増田晃一である。増田は、大学入試制度における学科試験偏重批判が起こるたびに当座の対応が打ち出されるものの、根本的な解決が常に先送りされていることを憂えていた。そして、「入学者選抜制度や入学試験によって発生する問題が、単に教育上の制度や選抜の技術に根ざすものではなく、日本の社会構造や、日本人の教育観・人間観にその根源を求められるべき性質のものであるということを見すごしていたためでもあろう。」と指摘した<sup>(5)</sup>。

「建設と崩壊」という増田の表現は、大学の入学試験制度について述べたものであるが、広く評価一般について当てはまる指摘であろう。我が国の近代教育史上、国が評価の制度を導入しようとするたびに、中央での制度立案の後で教育現場レベルでの説明会・講習会が開かれ、制度の説明と実施の事例紹介があり、そしてあとは現場での実践に委ねられる、そのような経過を繰り返してきた。例えば、明治初期においては、中央政府が開催する「学事諮問会議」や大学区・府県レベルの「教育議会」などにそのような動きを看取することができる。小学校であっても落第を伴った等級制の下での試験制度や生徒への褒美などの在り方が取り上げられた<sup>(6)</sup>。明治の事例をひもとくまでもなく、戦後の教育改革・現代の教育改革の中でも新しい試験や評価の制度を立ち上げる際には数々の説明会や研修会が行われ、制度の定着のための努力がなされている。そして、歴史的事例・現代の事例のいずれについても言えるのは、そうした新しい評価制度の「建設」についての学術的研究は多いものの、「崩壊」についての研究が無い（「批判」はあっても）ことである。「崩壊」の研究とまでは言わずとも、制度の実施過程をモニターして政策や制度の修正や変更につなげるための研究は格段に少なく、評価の制度が行われる組織の風土や慣行を視野に入れた社会的・人間関係学的な視点からの研究は稀と言えよう<sup>(7)</sup>。

評価を実施する風土を検討することの重要性を指摘した。「建設と崩壊」を繰り返すのではなく、教育実態を支えている社会や教育の構造や、教育観・人間観に踏み込んだ研究を蓄積することを通じて、未来を選択してゆく体制へと移行したい。本稿・本特集によってただちに解決できるほど小さな問題ではないが、教育の現代的な研究と歴史的な研究の協働によって、新しい道を開く意図を発信したいと考える。

## (3) 本稿の課題

以上のような考えに立って、本稿では、日本の教育における評価観を江戸時代にさかのぼって整理検討する。江戸時代の評価観を考察の対象とするのは、近代教育における評価の制度理念との対照をするためである。近代以降の我が国では、生徒の試験や評価の制度、大学などの入試の制度、

学校や教育施策の評価の制度などが導入されてきた。その際、必ずといっていいほど欧米の制度が参照され、その制度理念が輸入されようとしてきた。しかし、欧米由来の制度理念と、制度を運用する日本人の持つ意識（教育観・制度観）は元来別物であって、両者の齟齬や懸隔は当然想定されるからである。江戸時代の評価観を検討することは、近代教育・現代教育のもとでの評価の制度と現実のギャップを明らかにし、必要な修正の有無について考えるための手がかりをもたらすと考える。

本稿で江戸時代の評価の具体相を検討する際、評価制度の代表的なものとして幕府や諸藩の試験の制度に特に注目したい。試験以外にも勤務実績の評定や面談による人物評価などがあるが<sup>(8)</sup>、紙幅の関係上本稿では試験制度を中心としたい。以下の各章では、「前近代社会における評価の存在状況」「試験の種類」「試験の技法」「試験・評価をめぐる議論」の順で議論を進め、最後に江戸時代の教育における「評価意識の特質」についてのまとめを行い、得られる示唆に言及したい。

## 2. 前近代社会の教育と評価をめぐる状況

### (1) 古代律令制度以来の評価制度の概況

日本では、人の能力を評価する公的な制度は古代から存在した。603年（推古11年）に導入された「十二階冠位」（「冠位十二階」）の制度、718年（養老2年）頃の「養老令」の中に記載された「貢奉」の制度、などがそれである。いずれも、それまで豪族単位で勢力の均衡をはかっていた状態から、天皇を頂点とする個人単位の選抜による官人組織への転換を志向する施策であった。蘇我氏や聖徳太子らに端を発した改革の中で、中国・朝鮮半島の制度を参考にしながら作られた。ともに根強い世襲制度の前に妥協を強いられる運命にはあつたとはいえ、属性原理による人材登用法に業績原理・個人評価を加味させる意図が国の政策として表明された嚆矢として評価史上でも注目される。

古代以後、鎌倉・室町・戦国時代を通じては、教育や官吏任用の世界ではさほど新しい動きは見られず、「家」制度のもとでの世襲原理が基調の社会体制が続く。特定の知識・技術・資源を要する職業は、朝廷の一部の官職をも含めて、「家業」と認識された<sup>(9)</sup>。しかし、そうして世襲制で継承する「家」制度のもとでも相続は必ず血縁者に行われるとは限らず、養子や入り婿などを家の外から選んで跡継ぎに定める場合も少なくなかった。そこには、制度的なものはなくとも、個人の業績ないし期待される働きの評価がある。官人に限らず、武家・農民・職人などの家でも能力を評価された者が惣領として家を継ぐことは珍しくなかった。

### (2) 江戸時代における社会状況と評価

江戸時代は、封建制・身分制の社会として理解されている。高校の教科書でも身分制度下における世襲原理や庶民の社会移動を禁じる記述が必ずある。江戸時代の身分制度は間違いのない史実であるが、その中においても社会移動があつたことはほとんど触れられていない。永年にわたる教科書のそうした記述の反映だと思われるが、教育制度史についての一般的な理解としては、明治になって「四民平等」「立身出世」の価値観が政府によって採用されるまでは、個々人の実績評価に基づく競争制度や選抜制度は現れなかった、という理解が主流をなしているようである<sup>(10)</sup>。

たしかに、江戸時代においては制度的に身分が厳格に定められていた。士農工商などの序列は有名であるが、同じ武士階級の中でも家の格（家柄）と役職の位が一致しなくてはならないとする原則（格職一致の原則）がはたらくなど、その制度は精細（もしくは煩瑣）を極めた。家の格を示す

にはいくつかの指標があるが、江戸時代の武家の場合は差し当たり「家禄」がもっとも解りやすい。家禄とは、主従関係の証として主君から代々保証された禄高のことである<sup>(11)</sup>。幕府や藩のすべての公職は、就任に必要な最低限の家禄が設定されている。例えば、江戸町奉行の役職に就任する者は、8代将軍徳川吉宗の享保時代で3000石以上の家禄を持つことが必要とされた。この基準の禄高を「役高」と言った。役高以上の禄がなければ町奉行として勤め通すための家来、軍装、服装、屋敷、交際などにかかる膨大な出費がまかなえないことが役高を設定する理由であったが、属性原理による役職任用という原則を設けることで、譜代の家臣たちの既得権を保護し、封建制度の建前を守ることができた。

それでは江戸時代の身分制度下では業績原理に基づく個人評価が働いていなかったかという点、そのようなことはない。特に幕府の存立の危機が見え始めた江戸中期にさしかかると、身分制の原則は保ちながら業績原理を加味した措置が多く取られている。著名な例が、1723(享保8)年6月に8代将軍徳川吉宗のもとで実施された「<sup>たしだか</sup>足高の制」である。これは、身分は低いかも能力のある幕臣個人を取り立てるための制度である。身分が低くて禄高が少ない者を役高の高い職位に就かせる場合は、その任用期間だけの時限付きの加増(家禄の追加給付)を行い、そのことで身分と役職とのバランスをとるのである。足高の制によって身分の低い階層から多くの経済官僚(勘定奉行や代官など)を輩出したことが知られ、制度の狙い通りの効果があったとされる<sup>(12)</sup>。足高の場合、詳細な内容は解らないものの、登用される個人がなんらかの評価を受けて選考されたことは明らかである。

さらに、制度から言えば「脱法行為」ではあったが、金銭で幕臣の株(地位)を買う慣行も時代が進むに連れて珍しくなくなった。特に、最も低い身分の「<sup>かかえせき</sup>抱席」の同心などでは、代替わりの際に金銭で株を買った者が跡目を継いで幕臣となることがあった<sup>(13)</sup>。勝海舟や中村正直の家などはそのような方法で庶民から幕臣身分を得た例であった。

業績原理・個人評価による身分移動は、武家社会以外でもまた存在した。農民でも家を継げない次男・三男などは江戸・京・大坂の大都市や諸藩の城下に流入し、新たな職業に就く者も多かった。すでに明らかになっている事例としては、寛政時代(18世紀末)の伊勢地方の手習い塾(寺子屋)が江戸の本店である越後屋との間にリクルートの経路を持っていたことを示す梅村佳代の研究や、農村の若者が本末制度による寺院ネットワークによって末寺から本山の学林(僧侶の最高学府)へとリクルートされる経路を解明した梶井一暁の研究が知られる<sup>(14)</sup>。

江戸時代にも個人への評価が社会的に機能する余地が十分にあった。とりあえず、本論の最初にそれを確認して置きたい。当時それが「あたりまえ」のことだったとは言えないが、江戸時代においても数々の社会制度や慣行のもとで、実質的な個人ベースでの社会移動がみられたことは明らかである。そして、個人の社会移動に伴って個人を評価する制度や慣行もあったことが理解される。そのような事情を前提として、次章以下では、試験制度に関わる事例の紹介と検討を進める段取りにしたい。

### 3. 幕府・諸藩の教育における試験・評価制度の概要

#### (1) 武士階層を中心に全国に展開

本章では、江戸時代の試験及びその他の評価制度にどのような種類のものが見られたかを概観しておく。試験制度の大半は、当時の支配階層である武士層が学ぶ藩校でみられた。私塾や寺子屋で試験が行われていた例はあまりみつかっていない。例外的に、豊後国・日田にあった広瀬淡窓<sup>かん</sup>の威

宜園ぎえんでは、「月旦法げったんほう」という月例評価制度のもとでの9等級の進級試験があったことが知られている。そして、そのシステムは他地域への伝播もあったことが鈴木理恵の研究で確認された。しかし、日本教育史の先行研究においては、それ以外の私塾での試験制度を報告したものはみあたらない。<sup>(15)</sup>

江戸時代の藩の数は明治維新前で276藩、1871年（明治4年）の廃藩置県の際には302藩あった。明治期前期に文部省が編纂した資料集『日本教育史資料』によれば、調査できた約240藩の内、約220藩では何らかの試験があったことが武田勘治の労作に示されている<sup>(16)</sup>。藩の試験制度と一口に言っても、その名称も「試験」「試業」「吟味」「考試」「試み」「お試し」などと一定せず、その種類・目的・運用実態はそれ以上に多様である。とりあえずここでは、江戸時代の武士階層の教育においては、試験の存在は普通のことであった、ということを確認しておきたい。

## （2）試験の「場所」と「目的」による類型分け

多種多様な諸藩の試験制度ではあるが、便宜のため、試験の「実施場所」と「実施目的」に着目して、大まかな類型分けを行ってみたい。

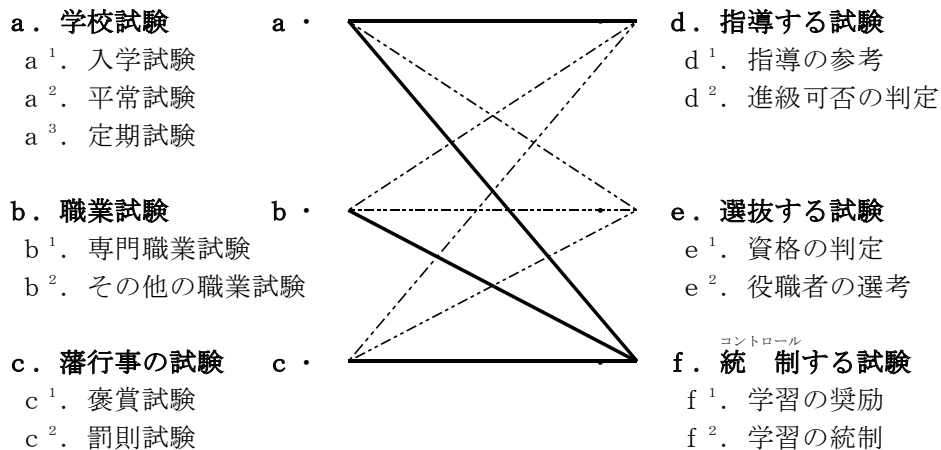
まず、諸藩の試験を「実施場所」別に分けると、a. 学校で行われる試験、b. 職業の場で行われる試験、c. 藩庁など一般行政の中で行われる試験、の三つに大別できる。最初の学校試験が最も多く見られる試験であって、『日本教育史資料』中で約7割の藩にこれが見られる。学校試験（a）には、入学の折りに行われる試験（a<sup>1</sup>。若干藩に限って見られる。）、日々の授業で行われる平常試験（a<sup>2</sup>。旬次試験・月次試験など）と、一年の節目節目や特別の機会に行う定期試験（a<sup>3</sup>。季節試験・春秋試験・年次試験・臨時試験など）がある。職業試験（b）はそれほど事例が多くはないが、医師や教師などを対象とする専門職業の試験（b<sup>1</sup>。「医学吟味」や藩校教師任用試験など）と、一般役職への任用試験（b<sup>2</sup>。「番入り試験」など）がある。最後に、学校生徒や専門職業人に限らない藩士（幕府では幕臣）一般が受験した藩（幕府）行事の試験（c）がある。藩校が整備されていない場合も含めて多くの藩に見られる試験である。行事の試験にも、褒賞試験というべき試験（c<sup>1</sup>。約5割の藩で見られる。「学問吟味」「素読吟味」「親試」「御覧」など）と、罰則試験とでもいうべき試験とに大別できる（c<sup>2</sup>）。罰則試験は多くは見られなかったが、佐賀藩の「文武課業法」や、福山藩の「歩引き」制度は、成績が一定の達成水準に届かない者には世襲による相続を保障しないというペナルティーの規定を備えた評価の制度であった。

次に、諸藩の試験を「実施目的」別に分けると、d. 指導のための試験、e. 人材の選抜のための試験、f. 統制のための試験、の三つに大別される。指導するための試験には、指導の参考にするための試験（d<sup>1</sup>）、進級判定を行う試験（d<sup>2</sup>）があり、選抜するための試験には、職業上・学業上の資格の判定のための試験（e<sup>1</sup>）、人事の選考を行う試験（e<sup>2</sup>）がある。進級試験や選抜試験を実施する藩は江戸時代にあつては多数派ではなかったが、幕府昌平坂学問所寄宿寮の入学試験<sup>(17)</sup>、松江藩校の進級試験<sup>(18)</sup>や幕府の旗本惣領に対する「番入り」の試験<sup>(19)</sup>など、少数ながらも事例が見られる。最後の、統制のための試験（f）は、江戸時代ではもっとも一般的な試験であって、その目的は、学事の奨励（f<sup>1</sup>）及び、学習の統制（f<sup>2</sup>）であった。

諸藩の試験について「場所」と「目的」による二類型を提案したが、次に「場所」と「目的」の関わり合いについてみるのが、図1である。現時点では、全ての藩の試験の形態や性格を究め尽くしていないので、厳密な対照関係を証明するものではないが、概算でおおよその結論を出すことができそうである。図では、a～cのそれぞれの試験で半分以上が当てはまるd～fのどれかの項目を太線で示して相関度を見たものである。このように見てゆくと、諸藩の試験では実施場所（学校、

図表 1 諸藩の試験の「実施場所」と「実施目的」の対照関係

—— 強い関連      - - - - 弱い関連



職業の場、藩庁)のいかんを問わず実施目的が「f. 統制」である場合が最も多いことが判った。「a. 学校」を実施場所とする試験は、その実施目的が「d. 指導」でもあり「f. 統制」でもあるという複合目的のものが多かったため、他と違って a. からは d. と f. と両方に太線が伸びている。この図でいえば、諸藩の試験制度の多くは支配下の武士たちの学習を奨励し、統制するためであったといえる。

### (3) 試験の実施事例～「場所」別類型のプロトタイプ

石川謙によると、試験制度が諸藩に広まり始めたのは、幕府が学問吟味(1792)・素読吟味(1791)を導入した後である<sup>(20)</sup>。それ以前に成立していた試験制度はごく数藩であるが、ここではそれらの試験制度を近世試験制度のプロトタイプとして、それらの概略を紹介しておきたい。

#### ①岡山藩校の「復読試」(a. 学校試験… a<sup>2</sup> d<sup>1</sup> f<sup>1</sup> f<sup>2</sup>)

藩校設置において全国に先駆けていた岡山藩では、1669(寛文9)年に本格的な「学校」を城下に開設し、ついで翌年、郊外に庶民も通える閑谷学校しずたにを開いた。学校では、仮教場時代の1667年6月に設けた「定則」において「童子生」に対する「試み」が規定された。内容は、読み習った書物の遺漏がないかを日常的にテストするものであった。翌年3月の記録では「五字忘失を以て過ちに数える」<sup>(21)</sup>とあり、何らかの成績簿を付けていたことも想像されるが、学業指導のための自然発生的な学校試験だとみられる。

#### ②熊本藩の「考課の法」(a. 学校試験… a<sup>2</sup> a<sup>3</sup> d<sup>1</sup> d<sup>2</sup> f<sup>1</sup> f<sup>2</sup>)

1755(宝暦5)年に設立された藩校・時習館の規則「時習館学規」に定められた。「礼記らいぎ」を参照して9年間の学習課程を想定しているが、現実問題として監督なしには怠学にいたることを懸念して「其芸業を日省・月考・時試・歳課などし、之を進退す」;日・月・季節・年ごとの試験の系統を整備し、席次を上下させることとした。あまりに微細な内容でその実現の程度は確認されていないが、中国の試法を参考にした試験法を考案し、以後諸藩の参考に供されたものと思われる<sup>(22)</sup>。

#### ③平戸藩の「試業」(a. 学校試験… a<sup>3</sup> f<sup>1</sup> f<sup>2</sup>)

1783(天明3)年版の藩の学事規則「維新館功令」に3年に1度の「試業」が規定された。「維新館」とは平戸藩の藩校であり、規則にも「三歳に一次、諸生習う所の業に就き其の功程を験する也」とある。詳細はわからないが、生徒の学業を検定し、学事を振興するための褒賞試験の可能性が大きい。

④熊本藩の「国中医生の試業」(b. 職業試験… $b^1 f^1 f^2$ )

熊本藩で1777年に創始された試験で、藩医のみが対象。その成績によって藩医の家格が上下する画期的な試験であった。その反面、成績が悪くても医者としての職務は廃せられることはなく、また市中の医者には関係が無かったので、医師の職業資格を問題にした試験とは言えない。むしろ、一般の藩士同様、学習の励みになるように試験制度を設けたものと思われる。<sup>(23)</sup>

⑤久留里藩の「内覧」(c. 藩行事の試験… $c^1 f^1 f^2$ )

藩主が藩士の文武の業を試してみることを「親試」「上覧」「内覧」などと称した、家老がそれを代行する場合「見分」などと呼ばれる。上総の久留里藩では、藩が創設された1703(元禄16)年ごろから藩主の前で内覧が行われ、代々引き継がれたという。すなわち「生徒は勿論、藩士に至るまで文武二道を試験す、是を内覧と称す。右終わりにて優等之者へは別に賞与を賜る」というもので、その狙いは学事の奨励であり、藩士の統制である。久留里藩の場合は早いほうであるが、これ以後、このような型の試験を行う藩は他にも多く現れた。

⑥佐賀藩の「会試」「内試」(藩行事の試験… $a^2 a^3 c^1 d^1 f^1 f^2$ )

1787(天明7)年の規程の中で、「毎月十八日」「文武之内、鍛錬上達之人ばかり人指しを以て相試し候事」とある。すなわち一定の修行を経た家臣が対象の公開試験である。さらに、毎月八日・二十八日には各職場や塾・師匠単位での「内試」を実施している。「文武総門弟、熟不熟に依らず相試し候事」などとあり、初学者であっても応募すべきこととされた。この「内試」から「会試」へという流れは、名称からみて明らかに中国の科挙を参照しているが、ここでの会試は、官吏登用試験とは異なっている。<sup>(24)</sup>

⑦幕府の学問吟味・素読吟味(行事の試験… $c^1 e^1 e^2 f^1 f^2$ )

江戸幕府が旗本・御家人層を対象に実施した試験制度である。学問吟味は漢学の筆答試験で、素読吟味は年少者向けの経書の音読試験であり、ともに幕府の行事でありながら、実施会場は聖堂学問所(昌平坂学問所)であった。

学問吟味は、1792(寛政4)年から1868(慶応4)年までの間に19回実施された。試験の目的は、優秀者に褒美を与えて幕臣の間に学問奨励の気風をゆきわたらせることであった。しかし、慣行として惣領や非職の者に対する役職登用が行われ続けたことから、立身の糸口として勉強の動機付けの役割を果たした。

素読吟味は1793年創始で、幕末に至るまでほぼ毎年実施された。これも試験の目的は優秀者に褒美を与えて幕臣若年層の学事を振興することであったが、旗本階級の及第者には昌平坂学問所寄宿寮の入学試験が免除されるなど、副次的な機能も生じていた。

## (4) 試験制度の19世紀における展開

## ①学校試験等の展開

前項でみた5藩が、幕府が学問吟味(1792)・素読吟味(1791)を導入する前に試験制度を持っていた藩である<sup>(25)</sup>。すなわち、幕府の試験制度の成立時点で、すでに図表1で検討した類型の試験はほとんど顔を揃えている。この時点でまだ確認されていないものは、学校試験の入学試験( $a^1$ )、職業試験の( $b^2$ )医学以外の職業試験、選抜する試験の資格判定( $e^1$ )、の4類型である。18世紀の後期、我が国の社会に「教育爆発」と呼ばれる現象が起こり、19世紀に入ると「スクールシステム」の定着によって教育史の近代の幕が開く<sup>(26)</sup>。

その中で、試験制度はさらなる展開をみせる。学校試験は、先に紹介したような進級試験や指導

のための試験がさらに発展を遂げた。そしてさらに、学校への入学資格判定の試験も登場した。その最初の例が、幕府の昌平坂学問所の寄宿寮である。通学生になるのには特に試験はなかったが、寄宿は入寮定員の関係もあって、素読もしくは講釈の試験が実施されていた。学問所の儒者たちが交代で記した公用日記をみると、随時「入学試験」「入学吟味」などと称される試験が実施され、本人が「学力相応」であることを確認した上で入学が許可されている<sup>(27)</sup>。

### ②行事の試験・学事奨励試験における褒賞の「内容」の拡大傾向

藩行事としての試験も、中心は褒賞を伴う学事奨励試験であったことは先にも述べた。しかし、18世紀後期ごろから19世紀にかけては褒賞の内容的拡大傾向がみられた。褒賞の一環として一定の条件下で役職への任用・昇任をすることが出てきた。幕府がまずそのような慣行を成立させ、米沢藩、和歌山藩、金沢藩、水戸藩、津山藩などがこれにならう形で同種の制度を導入した<sup>(28)</sup>。

さらに、褒美というには重大すぎる結果を伴う、いわば high stakes testing に相当する仕組みを導入したのが、佐賀藩や福山藩などいくつかの藩であった。佐賀藩は、1851（嘉永3）年に「文武課業法」を採用した。藩士の子弟は、25歳までに所定の漢籍をマスターして学力を試験で示すか、剣術・槍術などの所定の免許・免状・目録の取得を証明できない場合には、相続にあたって家禄を減らしたり、役職に就けないとした<sup>(29)</sup>として九年後には廃止に追い込まれたが、これにより藩内の学校教育への注目度はいやが上にも高まったという。生馬寛信によると、佐賀以外にも文武課業法に類する制度を設けた藩として、福井藩・金沢藩・水戸藩・会津藩・福山藩・佐倉藩などがあるという<sup>(30)</sup>。会津藩や福山藩では、所定の課程を修了していない場合、家督相続する際に「歩引き」などと称する課徴金を課されるといった定めであった<sup>(31)</sup>。これらは必ずしも徹底したり定着したりはしなかったが、このようなパフォーマンス・ベースの相続制度改革が試みられたということは、各藩の武家社会全体に大きな衝撃を与え、役職への任用や家禄の増減なども試験結果に対する賞罰の一種とする認識がいつそう強まったと思われる。

### ③行事の試験・学事奨励試験における褒賞の「対象」の拡大傾向

学事奨励の手段としての褒賞が「内容」面で大いに拡大されたことは前項でみたが、学事奨励によって褒賞が与えられる「対象」も拡大していたことにも注目しておきたい。

まず明らかなことは、褒賞の対象が好成績を挙げた本人だけでなく、その師匠にも拡大されていることである。例えば、水戸藩の家塾師匠は、門弟から何人の学問吟味及第者を出したかによって評価・褒賞される。藩校職員が家塾師匠として活動する場合があつたからでもあろうが、門弟の成績が師匠にも影響するという制度を19世紀の前半すでに設けていた<sup>(32)</sup>。

天領・長崎の「素読吟味」に際しても、受験者本人のみならず師匠にも褒美を授与していることである。長崎市立博物館の「聖堂文庫」に向井外記（雅次郎）および向井鷹之助宛の褒状が4通残されている。そのうちの1856（安政3）年の褒状は次のような文面である<sup>(33)</sup>。

銀三枚

書物改

向井外記

今般聖堂ニおゐて門弟共学問吟味申し付け候処、何レも出精致し、右は平日教諭方行き届き候儀と相聞こえ一段之事ニ付、此節限褒美遣之候

右之通り、申し渡さるべく候

右之通り、仰せ渡たされ候間、申し渡し候

辰五月

この当時の長崎には幕府の学問所がなく、駐在する幕臣や地役人の教育は市中の私塾が引き受けて



いた。向井家の主宰する長崎聖堂もその一つであった。長崎の試験制度には学習者を鼓舞するのみならず、市中の私塾の師匠をも奉行所の学事奨励政策下におこうとする意図がこめられていたと考えられる。

褒賞の対象の拡大は師匠にだけでなく、在勤の幕臣の場合にはその「上司」にも及びうる。試験の褒賞ではないが、講座への精勤賞という別の評価方法の場合で、幕府の事例がある。褒美を受けたのは、旗本で使番という高位の役職を勤める松浦金三郎である。松浦自身、1844（弘化元）年に昌平坂学問所で年間55日開かれた連続講座である「御座敷講釈」に39度出席して「家来共に精勤」を褒状を授けられた<sup>(34)</sup>。その後も、庶民も交えた公開講座である「仰高門講釈」に「家来12人共々仰高門日講出精」が奇特であるなどとして、1850（嘉永3）年に至るまで繰り返し褒状を得ている<sup>(35)</sup>。実際の事例としては珍しいが、このように上司が褒賞を受けることは、政策論的には少なくともその前世紀から想定されていた。すなわち、1710年代の享保の改革の際に儒者の室鳩巢が各部署の上司ぐるみで学業に励ませるようにすべきだと述べたほか、1780年代末からの「寛政の改革」に参画した儒者の柴野栗山も同様に焼き直した意見を提出している。栗山の言うところでは上司（頭・組頭）とは、「組子のういもつらいも、善も悪も、よく御組子のそだち候て、上の御用に相立ち申す様」に配下（組子）を監督するべき立場にあるとする。そして、各部署の頭たる者が配下をよく監督するためにどんなことができるか、次のように事細かに挙げている。

組子へ親しく致し、折々は召し集め、軽き料理にても出し、忠孝の道又は武道の故実のと、古き物語を咄し致し、咄させも致候て、常に其の組子の人柄をも呑み込み、誰々は親へ孝行・家内睦まじく家をよく治め候者、誰々は親へ不孝・博奕遊興を好み候者、誰々は器量才覚もこれある者、誰々は律義実方の者、誰々は弓馬達者に仕候者、などと常々篤と存じ居り候て、勝れて器量才覚も御座候か、芸能達者に御座候などと申すは上へ申し出で置き、又人物不埒に御座候もの、相番・組頭等寄り合い異見も加へ、尚又改め申さず候はば、急度上へも申出候様被仰付（後略）

これを要するに、常々配下の者一人ひとりを親しく観察してその人柄・長短両所の把握に努め、優れた才覚、好ましい人柄の者、悪行甚だしい者などを適宜上申するように、とのことである。また、これを怠る頭は「平生不吟味と申し、御料をも蒙り候」ようにするべきであるとし、上司による幕臣個人への管理体制の強化を唱えている。<sup>(36)</sup>

こうした事例をみると、幕府にあっては評価と褒賞の対象の拡大は、幕臣への行き届いた管理を実現するための手段であったことが推察される。

## 4. 幕府・諸藩の教育における試験の技法

### (1) カリキュラムと課業の形態

江戸時代における漢学では、学習の前提となる「カリキュラム」は「学習教材と学習方法の組み合わせ」だと言われる<sup>(37)</sup>。学習教材としては、儒学の経書（四書五経など）、歴史書（『史記』『三国志』『魏志』『漢書』等の中国史書など）、詩文（漢詩文集）、あどがある。学習方法は、学習の進度・段階に応じた方法が採られた。初心者の「素読」に始まって、「講義（講釈）」の聴聞に進み、やや自立した段階ではグループによる「輪講」（輪番で書物の一章ずつ講釈する）や「会読」（意味や解釈についての質疑応答や議論を交わす）に参加する。人からの教え込みを要しなくなってきた段階では、単独で読み込みや独自の解釈研究を行う「独看（独見）」や「質問」と呼ばれるいわば「研究」の段階に入る。こうした塾や学校のような集合的教育施設の存在を前提とした学習段階論は朱子学派を

図表2 幕府「学問吟味」受験願書にみる多様な受験準備パターン

		辻	岸本	小林	山菅	白石	根岸	田村	篠山	花房	阿倍	大井	甲斐	建部	水野	岡村	岡本	柴野	吉川	野田	中川	平山	牧野	戸田	選	
年令		久太郎	蔵太郎	主水	八之丞	卯三郎	欽三郎	金三郎	要太郎	左衛門	百之助	銚一郎	帯刀	練十郎	彦太郎	友之助	二郎	好之助	栄次郎	十郎	八重之丞	成之丞	丈之助	三郎	四郎	者数合計
小学		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	23
四書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23
七 經	易經	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
	書經	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21
	詩經	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23
	礼記	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18
	春秋 儀礼 周礼										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
孝經										○															1	
歴史書(数)		23	15	11	12	12	12	11	9	9	26	5	10	16	16	11	5	—	3	16	16	5	24	10	22	
文章科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	—	○	18

中心に発展し、書物によっても普及された。例えば、佐藤一斎（1772～1859。美濃岩村藩儒者から幕府儒者に転じた）が著した『初学課業次第』においては、学習形態として初心者向けの素読を済ませた後は、順を踏んで講釈、会読、輪講、独看などの課業に入ることができるとしている。

現代のカリキュラムと大きく異なる点は、第一に学業の始期と終期が特定されていない点であろう。塾や学校への入門期日には何月という決まりはなく、せいぜい入門の儀式を執り行う日を五日とか、八の日とかに限定しているくらいであった。学習者の側の自己都合に合わせて、「随時入学」「随時退学」ということが基本であった。講義やグループ学習の始期も一定せず、『大学』を講じ終えたら次は『論語』を、『論語』を終えたらつぎは『孟子』を、『孟子』を終えたら、、、という具合に随時設定された<sup>(38)</sup>。

いまひとつ大きな違いを挙げておくならば、概して江戸時代の学校におけるカリキュラムは、個人ごとに異なっていたことが指摘できる。素読で『小学』『論語』程度の学習をしたあとは、学習の内容や方法がケースによって非常に柔軟であることであろう。個人による選択の自由度が大きいとも言えるし、教える側の都合で教材が制約されるという場合もある。一人一人の学習状況が異なるため、学習者は「起止簿」と称する学習記録簿を作成して、その記録を教師に点検してもらうことがあった。学習した内容に即して試験や評価を受ける場合には、これまでの履修状況を申告したり希望する出題源の経書等の範囲指定を願い出ることがあった。例えば、図表2は幕府行事として1868（慶応4）年1月に実施された第19回学問吟味に出願した64人のうち、受験の願書が発見された23名の受験出願書を整理したものである。これによれば各自が学習済みと申告している経書の数と種類には大きなバラツキがある。大半の志願者は、必須（◎）の『小学』と四書全部のほか、五經のうちの『易經』『書經』『詩經』『礼記』および歴史科・文章科の準備学習を卒えたとして試験に臨んでいるが、受験者によって済ませた学習量に大きな差がある。概して年齢層が低い者のうちに、少ない経書・史書の準備だけで受験しようとする者があるが、これで同じ甲科及第などの評定を得ても人によってその学力は同じであるとはいえないことがわかる。それでも対等な受験者として評

備されるのであるから、個々人で学習状況や水準が異なるのは当然視されていたものといえる。<sup>(39)</sup>

## (2) 試験方法の種類

試験を実施形態別に分けると、口述試験と筆解試験の2分類になる。このうち、口述試験の方式には「素読」「講釈」の試験などがあり、筆解試験には「弁書」「和解」「問目」「詩作」「作文」「対策」などがあった。以下、「素読」「弁書」「和解・問目」を中心に実施形態を紹介したい。

### ①「素読」

試験の形態の中でも、初学者に適用される簡易でポピュラーな試験である。一度に一人ずつ受験し、差し出された経書の中の指し示された一節を声を出して読み下す。成績は、その読み方の過失の多寡や語調の優劣について審査員が判定する。図表3は、幕府行事の「素読吟味」の実施風景を描いた絵である<sup>(40)</sup>。素読吟味の場合の試験法は、1795(寛政7)年に「四書五経其外何之書たり共、大抵一部二付五行内外を限と相定め相試み申すべし」とあるように、読む分量は経書の本文5行ほどである<sup>(41)</sup>。明治になってからの回顧録によると、素読吟味の際には読むべき箇所数行だけを見せ、その両側は紙で覆って前後の文脈からの類推を防ぐ工夫もされたという<sup>(42)</sup>。

図表3 「素読」試験の情景

『古事類苑』に掲載された幕府行事「素読吟味」の絵である。明治期の絵ではあるが江戸時代の試験風景を描いた珍しいものである。帳面と筆を手に持った儒者や目付の居ならぶ試験場に一人ずつ招じ入れられて試験を受けるのであるが、控え室で不安そうに順番を待つ受験者の表情が興味深い。



### ②「弁書」

「弁書」とは江戸時代の筆答試験の代表的な技法である。その名称は、経書を弁ずる(説明する)の省略形と考えられる。弁書の試験では、経書の一章が、原文のまま出題される。答案ではその出題箇所を「章意」「字訓」「解義」「余論」の順に説明する。「章意」のところではその章の大意を述べ、「字訓」では出てくる字句の説明を行い、「解義」では原文を詳しく解釈し、最後に「余論」では他章や他書などからの引用をもまじえた考察をする。

幕府の行事的試験である「学問吟味」が導入されたばかりのころ、昌平坂学問所では受験者に弁書や歴史の対問などの試験形式の周知徹底をはかるために説明会を行った。そこでは「経書講義式(経義式)」「歴史和解対問式」の手本(式)を示した。「経書講義式」では、出題と答案の手本が例示された後で、どのように書くかという答案の質的なありかたについても解説している。それをみれば、弁書の答案は、平易に書くこと、「俗文俗筆」の文体が求められた。すなわち「~御座候」「~存候」という日常的な文体である。それによって、「自然と文段書取之才覚並、手跡之善悪も相分かり申す

べく候」といい、文章や運筆の好悪が判断できるとする。「雅文ニ而まきらかし候と違ひ、よくよく呑み込み申さず候ては出来兼ね申すものニ御座候」として美辞麗句で粉飾された答案よりも受験者の経典の理解度がよくわかるといわれた。<sup>(43)</sup>

### ③「和解・問目」「文章」

和解は、漢文の歴史書の原書からの一節の和訳である。問目は、歴史書の中の叙述に関する設問に対して論述形式で答えさせる試験である。前出の「歴史和解対問式」においては歴史科の「**和解**」「**問目**」2種の答案作成要領を示しているほか、文章科についても、寛政五年十一月二十三日の時点で「文章紀事復文式」が作成されている<sup>(44)</sup>。

このように試験の問題と解答法に一定の標準が設けられ、幕府や学問所を通じて受験者にその普及徹底が図られた。このことは一定の型の試験答案を作るための学習を、受験準備学習を通じて幕臣の中に普及させる契機となったと考えられる。

### (3) 試験における達成度を数量的に表現した評価基準の事例

試験も評価であるからには評価基準があるはずである。しかし、江戸時代のもので明文化された評価基準で残っているものは多いとは言えない。「類型」で示すほどの事例を集めえた訳でもないのので、ここでは「事例」として紹介する。

明文化されたり記録に残ったりした評価基準のうちでは、要求される達成度を数量的に表した基準が最も多い。前出の通り岡山藩の復読試では「五字忘失を以て過ち一に数える」というものであったし、幕府の学問吟味も、初日で四書と「小学」合わせて8条(問)の弁書題を出し、「通」(通過)5つ以上を合格とするという。その「通」というのは間違いの箇所のない答案を指すようである。すなわち合格するためには、8問の出題に対して失点のない完全な答が5問以上要求されている。維新直後の肥後・人吉藩の例を見れば、「試験ハ毎年二、五、八、十一月ニ施行シ、ソノ法、素読ハ読ミ誤リ六字マデ、講義ハ解キ誤リ六点マデヲ許シ及第セシム」とある<sup>(45)</sup>。経書を正しく読んだか、注釈書に忠実に解説(=「講義」)をなしたか、ということであれば、比較的客観的に評価できる。簡素な評価技法として採用していた藩は少なくないと見られる。

### (4) 試験における達成度を質的に表現した評価基準の事例

#### ①口述試験の評価基準例

素読吟味では、音読の試験の採点基準について示している藩が少なからずあったようである。現在知られているところでは、1799年に作成された弘前藩の試験規則「考課記」の中に、素読と講釈についての評価基準がある。<sup>(46)</sup>

##### 【弘前藩・素読の評価基準】

・音訓錯せず句読分明なるを上と為し、音訓錯せずと雖も粗にして遅滞あるを中と為し、謬忘多き者を下と為して厳に戒めて温読せしむ。

##### 【弘前藩・講釈の評価基準】

文義誤らず講釈快活なるを上と為し、文義ほぼ通解するも快活ならざるを中と為し、文義誤り講朦朧なるを下と為す。

#### ②筆答試験の評価基準例

筆答試験の評価基準は、あまり多くが見つからない。岡山藩の場合は、「筆解品題」という一項目が残っている。内容的には弁書の試験の評価基準に相当する<sup>(47)</sup>

## 【岡山藩・弁書の評価基準】

- 上、意義論弁ともに分明通快なる者。
- 中、意志通ずれども筆を従わせざりし者。
- 下、意志不明、筆洩り語鄙なる者。

## ③作品に対する判定会議と投票

珍しい事例としては、桑名藩の採用した方式がある。季節毎の講述・詩文・論策の採点法は、教授と学頭らが意見を述べ合ったうえで投票する、というものである<sup>(48)</sup>。

## (5) 答案評価から総合評定を算出する手続き

個々の答案やパフォーマンスを評価し、その評点を答案数の合計分を合わせて科目としての評定を出す。さらに個別科目の評定をまとめて総合評価を出す。試験制度がある以上、そのような作業の流れもまた存在した筈である。このような事務的な作業を大まじめに記録した史料はそもそも少ないと思わないといけないが、『日本教育史資料』の中にかっこの事務文書が収録されていた。幕府の学問吟味の実施要項に相当する1833(天保4)年の「学試之節心得」である。ここでは、その稀少な事例を紹介して、当時の評定事務作業のようすをかいつまんで見てみたい<sup>(49)</sup>。

## ①答案個々の品評(粗点)

試卷調べ(答案採点)の場には林大学頭と城中から派遣された目付とが監督として臨席し、総出の儒者と出役(非常勤教師)が品評にあたる。品評の手順は、筆跡から受験者名が判らないように受験者の番号に続いて答案を読み上げ、それを「品評掛り」の儒者たちが「等格評語等」を宣告し、品評掛りの出役が「総評本」に上上・上中・上下・中中・・・以下、下下までの9段階で品評(粗点)を記入する。時々役割を交替しながら、続けるのであった。このような読み上げ式の品評作業であったから、明治維新後の当事者の回顧談<sup>(50)</sup>の中でも、

「弁書の試験は、読み上げる人に関係しますナ。」

「読み方に巧拙がありますから、抑揚の工合で善く聴こえるのもあり、読み方によってたいへん違うそうです。」

「三浦一郎が上手でした。」

「運よく上手の人に読まれると、その人の仕合わせです。」

などという証言も出た。成績評定のためには不安定な作業方法のように思えるが、この方式は幕末に至るまで続いていたようである。

## ②総合成績の算出方法

試験答案を数値得点に換算することは明治以降一般的にみられるいわゆる点数法と同じであるが、学問吟味では点のことを「等」と称している。前出の「学試之節心得」の第33項ではこの等数について、「下は数に入れず、下中を二等と定め、下上三等、中下四等、強弱は二分五厘ツツを進め退け、持株の弁書残らず其の等を合せて弁書通数を以て平均に算」する、という。この方法により、上上から下中までの評語は9から2までの等数で表され、さらに各等に「強」「弱」を付すことで0.25ずつ加減できる。すなわち9、8.75、8.25、8、7.75、7.25、7、などという微妙な差等が付けられる。最上級の上上(9等)には強がなく、最下級の下下(無等)にも強弱がないとして、9から無等まで合計24の段階が作り出されたことになる。各受験者の等数は合計され、それを答案数で割って平均等数を出した。

各個人別の総合評定は、「甲乙丙落之別は、儒者衆残らず大学頭殿御控席に於て評論これあり候」

とあるように、先に求めた平均等数などを判定材料として儒者一同の判定会議で決定された。最後は、個人別に各科目の答案をとりまとめ、旗本と御家人の階級別、さらに甲、乙、丙、不合格、などいくつかのグループに分けて若年寄への上申に出される。これらの答案の進達に際しては儒者および目付の連名で「品評添書」という書類が付され、甲科及第には誰々、乙、丙には誰々との最終報告がなされた。

## (6) 試験結果の活用の事例

試験の目的が何であるかによって、その結果の活用方法は変わってくる。以下では、いくつかの試験に即して、それぞれどのように処遇などが変わってくるのかを検討したい。

### ① 役職への登用を伴う場合

幕府の試験のうちには、旗本の惣領の「番入り」(入職)に学問の試験を介することがあった。「甲乙仕方段階」という基準では、番入り試験の「上」「中」「下」の各評定の持つ意味について、次のように説明している<sup>(51)</sup>。

#### 【幕府・番入り試験の成績活用基準】

甲乙仕方段階

- 一 上は学問計りを以って御撰み相成り候事
- 一 中は或る芸等宜敷く候か、又は父年数等にも候上に学問相兼ね、御沙汰に及ばれ候事
- 一 下は一向御沙汰に及ばれず候事

すなわちこれは番入りの可否の判定基準であって、上の成績の者は「学問」優秀の名目をもって無条件に番入り、中の者は「武芸出精」とか「父の永年勤続」などの学問以外の功績と抱き合わせた名目が立つことを条件にして番入り、下の者は番入り不可能という内容である。

### ② 医師に対する学業督励を行う場合

前出の1777(安永6年)創始の熊本藩「国中医生の試業」の場合、6つの受験科目(説経、作文、処方、手術、物産、引経)より任意の一科目を選択し、試験成績は甲乙丙丁戊己の6段階評価で出される。その試験結果に応じて、相続する時の条件の難易が変化するしくみであった。その条件を示せば、下記の通りである。

#### 【熊本藩・医師の試験の成績活用基準】

＝甲、乙…親と同等の格式で家督相続

丙 …親より1階級格下げで相続

丁 …親より2階級 〃 (一部は1階級のみ)

戊、己…相続できない場合がある

格別の好成績をあげた場合、二度三度目の及第の場合…昇格することがある

### ③ 学事奨励試験での成績優秀者への褒美

幕府の学問吟味及第者には、成績と身分とに応じて褒賞が与えられていた。その状況を示したのが図表4である。この中の「銀1枚」というのは儀礼的な通貨の呼称であって、実際に一枚の銀貨があるわけではない。銀60匁＝金1両であるので、銀43匁に相当する銀1枚は金の貨幣価値に換算すると、約0.72両になる。したがって銀15枚といえは金10.8両になり、かなりの高額な賞金ということになる。<sup>(52)</sup>

褒美を出す藩でも、おおむねこのように成績と身分のマトリクスによって、金品を出していたので、この幕府の学問吟味の成績と褒美内容の関係は一つの典型として考えて良いであろう。

図表 4 学問吟味及第者への褒美内容

身分	成績	旗本	御家人	備考
当主	甲	褒詞、時服 2	褒詞、銀 10 枚	嘉永 6 年には巻物 5 に
	乙	褒詞、巻物 3 *	褒詞、銀 7 枚	
子弟	甲	褒詞、銀 15 枚	褒詞、銀 5 枚	
	乙	褒詞、銀 10 枚	褒詞、銀 3 枚	
共通	丙	褒詞	褒詞	

## 5. 江戸時代における評価をめぐる議論

最後に、本章では江戸時代の評価をめぐる、どのような議論が起こっていたかを概略的にみてゆきたい。

### (1) 幕末の教育改革の原理：「立身の種」の動機論と「励みのため」の制度論

まずは、教育政策を推進する側の支配的な改革原理について考察してみたい。3章でみたように、一部の有力諸藩では成果主義に基づく相続改革さえ登場していた幕末の時勢で、教育政策・人材政策について諸藩の中庸の所を取るとすれば、「褒賞を用いた学事振興策」が最も代表的な方策だったと考えられる。そして、その姿が最もよく現れる；もしくは現在の研究水準で最もよく見て取れるのは、江戸幕府の政策と制度であろう。

江戸幕府における教育政策推進の中心的原理として機能していたのが、「功利的学問観」ともいべき見方・態度である、ということを書者は旧稿において提唱した<sup>(53)</sup>。幕臣がもっとも学習へと動機づけられるのは「立身」につながる「褒美」「業績」の獲得によってである～そのような考え方が教育政策の根幹に据えられていたことが、寛政改革当時の学政面でのイデオログである儒者・柴野栗山の言動や、彼が関わった教育制度・試験制度の運用を分析して判った。柴野栗山は、その「上書」の建言の中で、

御旗本の面々は立身の種は、御刃向・対客（注：権謀術数のこと）より手前々々の身持ち芸術を嗜み申し候が早きと合点仕候て、上より仰せ付られず候ても、我がちに学文等も励み、人柄相慎み申すべしと存じ奉り候

と述べ、褒賞を伴う教育制度・評価制度の導入によって、幕臣たちが文武の修業を「立身の種」であると思ひこみ、強制によらずとも「我がちに」すすんで学問修業に励むようになることへの期待を示した。また次のようにも述べている。

兼ねて教えと申す物は、人に目を覚させ候様に致し候が肝要にて御座候、人に目を醒まさせ候は賞罰の二ツにて御座なく候ては参り申さず、一人を賞して天下悦び一人を罰して天下恐ると申すは、天下に目をさまさせ申し候事に御座候

栗山の言から明らかなように、賞は単に受賞する当人ばかりでなく、それ以外のすべての幕臣にも文武の修業を「立身の種」と思わせる効果を狙ったものであった。彼の文武奨励策においては、賞が幕臣たちを自発的に修業へと向かわせる原理として重要な位置付けを与えられており、またその内容も昇進や任官等と結び付けられて幕臣を動機づける上でのより効果的な手段となっていた。そして、栗山の提唱したコンセプトはその後、幕臣の「功利的学問観」を前提にした、「励みのため」という制度理念となって幕府の学事奨励政策の根本のところにおいてあり続けたと推量される。

## (2) 教育現場からの評価論

上述のような、いわば利益誘導的な組織統制が進められる中で、藩校などの教育現場にはいくつもの異論が伏在し、あるものは表面的な論争にもなっていた。しかも、その異論はついにまともに解決されることもなく、処方の定まらないまま現代の社会にも姿を現している。そのような「教育現場からの評価論」をいくつかの観点でまとめて紹介したい。

### ①立身出世のための学問への反発

出世を願って学問に励むということ自体への反発がある。もともと、孔子の教えの中に「立身出世」の文字は無く、「学べば稼ぎはその中にあり」「富貴はあとから付き従ってくる」という考えである<sup>(54)</sup>。享保の改革時に、各種の学事振興策を検討した室鳩巢も、「然れども自分に立身を願い申し書く、是れ以て士の風儀を失ひ申す事に御座候」「我と年労を自ら陳べ候て官位を乞い候事、第一士の廉節を傷ない申す事に御座候」と述べて<sup>(55)</sup>、立身を願う心根と廉節の気持ちが両立しないとしている。

### ②競争至上主義の弊害への懸念

じつは、この観点は、幕府にあって学問吟味の路線を敷いた儒者の柴野栗山自身が問題意識を披露している。すなわち、栗山は中国での先例からみて試験による学事奨励効果は大いに期待できるとしつつも、「しよせん対症の御処置」だと述べ、根本的な施策では無いことを示唆している。げんに、競争的な試験にすることの弊害は、すでに第一回の学問吟味の時点で、学問所関係者をとらえている。第一回学問吟味は、林大学頭らと幕府目付たちとの採点基準が違うことから、褒賞者名も発表できず、事実上「流れ」ている。それも、目付たちが上位50人の相対評価で優等成績を出すことを主張したのに、大学頭側が絶対評価によって水準を確保しなくてはならないと譲らなかったためである。<sup>(56)</sup>

室鳩巢と学統的にも縁の深い金沢藩でも、学問吟味方式の試験による競争至上主義への批判が儒者の一人、大島清太から上がっている。すなわち、名前を張り出して競わせるのは「学者を教える法にあらず」とした北宋の儒学者・程伊川の言葉に寄せて、学事奨励型の試験ではなく、個人指導型の試験制度に戻すことを要求して藩校・藩当局と争った<sup>(57)</sup>。

### ③「稽古」としての試験の推進

褒美ねらいの競争としてではなく、個人指導型の試験を志向したのは、ひとり金沢藩の儒者だけではなかった。幕府の昌平坂学問所でも、「三八試業」「三八朝試」などと称されて三の付く日と八の付く日に行われていた平常試験も、教師による稽古人への指導的な試験として行われていた。その試験の様子は、幕末の教育改革についての文書綴りの中に、1865（慶応元）5月に林大学頭から若年寄・田沼玄蕃頭げんぼのかみに宛てて出された学政改正の上申書には、次のような意見があり、三八試業の実態の一端を知ることができる<sup>(58)</sup>。（下線部は引用者による）

寄宿三八試業の儀は、<中略>稽古人治経もちかぶの持株銘々取り極めさせ、試業当日は早朝より掛り御儒者出席つかまつり、右稽古人一人別持株の経書持ち出し候へば、御儒者より講章指示つかまつり、一応講釈つかまらせ、誤解の箇処かいたうは誨導いたし遣し、其上にて史集の類質問つかまらせ、相済み候上にて、経・史の内疑義・難問御儒者より相発し、十分論判つかまらせ候儀にて、一人別右の通りに付き凡そ終日の修行相成候儀に御座候、但し持株の書籍徹看つかまつらず候内は、他書へ株換へ仕候儀は厳敷制禁いたし、専ら一経を治させ申候、これを見ると、稽古人は一人一人のテキスト（持ち株）を決めて、個々に講釈などの課題を与えられ、



じっくり理解度を診断され、必要な指導を与えられる「終日の修行」だとされる。すなわち、各種古人の日常学習に密着した試験であって、学問奨励もさることながら、何よりも儒者による稽古人たちの学習への指導ないし監督という機能を持ち得たと考えられる。

#### ④選抜には筆記試験よりも観察・人物評価

選抜に値する人物の能力を評価する方法として、中国の「科挙」流の試験によるよりも上司などによる人物評価の方を有効であるとする「科挙無用論」の識者が少なからず居たことは横山尚幸の調査に詳しい。8代将軍徳川吉宗のもとでいわゆる「享保の改革」のブレーンとなった儒者・荻生徂徠なども科挙の試験よりも、「有徳」の人に着目して行う上司による平常の人物・行動の観察のほうが、より合目的な選考ができると述べている<sup>(59)</sup>。そのような観察による人物評価のもつ選抜における効果は、後に「寛政の改革」で老中松平定信のブレーンであった儒者の柴野栗山も支持した。栗山が、上司（組頭など）は「常に其の組子の人柄をも呑み込みく後略>」などと、部下の観察をよく行うべきことを訴えていたことは、本稿の3章末でも述べた。

このほかにも、試験の競争性や射幸性を批判する声は大きく、たとえ盛んになっていたのだとしても、学問吟味方式が識者の学理的な支持を得ていたとは思えないのである。

## おわりに

江戸時代には、個人を評価する社会的な土壌はじゅうぶんにあり、教育の中でも試験制度をはじめとする評価のしくみを持っていたといえる。その評価の特性を一言でいえば、「励みのため」「学事督励のため」の制度であり、幕府や藩の統治支配の政策上推進された面が多い。評価制度は、賞罰による利益誘導的な刺激によって、組織構成員の学習行動を支配しようとする場合が多かった。その、組織統制論的に機能する評価の在り方は、当時の教育現場における諸価値～儒教的な教養形成・自己開発～とは矛盾する様相を示すことがあり、相反する価値観を含んでいたとみられる。それは、木岡一明論文が提起する、近代日本の教育評価をめぐる<組織統制論と組織開発論の相克>を江戸時代の人々の中に観るかのごとくである。

同じ趣旨の評価論争が18～19世紀の為政者や教育者によって闘わされていることを観るとき、我々は組織統制論的な評価観にも組織開発論的な立場の評価観にも、近代以前にさかのぼる歴史的伝統があると言わねばならない。むろん、そのような評価観に伝統ありとは言っても制度的に連続するものは見当たらない。特に、開発論的な評価については、形態的には個人指導の枠内で行われていたようであり、単発的な事例しか知られていない。すなわち、いずれの評価観も、評価の在り方として確立されていたとは言いきれない。けれども、近代以降の評価の思想と方法が欧米から移植されてきたものと断定することも難しくなる。制度としては非連続であっても、理念レベルまたは実践レベルにおいて日本人の歴史的経験として近代へと継承された部分があるからである。

では、江戸時代の試験制度・評価制度において、組織統制論的な評価観が支配的であったこと、そしてそれと組織開発論的な評価観との間で葛藤が見られたということは、今後の日本の教育を考えるうえで、どのような示唆を我々に与えるであろうか。最後にその問題に言及しておきたい。

明治維新を迎えるとき、日本人はまだ近代的な学校カリキュラムのなんたるかを知らず、その導入に悪戦苦闘・試行錯誤した<sup>(60)</sup>。しかし、日本人は試験制度は知っていた。西洋由来のカリキュラ

ム論や教授学となじむかどうかには拘わりなく、試験についての豊富な経験をもっていた。そして、またたくまに全国の小学校での試験制度を成立させている<sup>(61)</sup>。試験制度の成立があまりに順調であったために、そこには葛藤らしい葛藤さえもなかったかもしれない。指導改善への手段となすか、適切な資格判定のツールとなすか。適材適所の人材選抜のための装置となすか。そうした選択肢を慮外のものとし、ひたすらに、勉強を励ますための評価・努力をさせるための評価・人々の学びを統制するための評価だけに沈潜してきたのではないか。だとすれば、日本人は評価について、大きな誤解をしている可能性が大きくなる。それは、＜日本人は、明治の初期に欧米にならって、欧米流の近代的な学校制度を打ち立て、近代的なカリキュラムと試験制度を実践してきた＞という類の誤解である。特に、欧米流の近代的な試験制度を実践してきたというあたりが最も大きな間違いである可能性が大きい。我々は、白紙で欧米の教育を受容したものではない。白紙以前の独自の慣行と思想をそのままに、欧米の方法論を接ぎ木した可能性が大きい。そうであれば、より自覚的に我々の評価観や実践を問い、政策と教育現場がよりいっそう内容のある情報交換を実現しなくてはならない。研究や研修のためのコストや労力もより自覚的に確保しなくてはならない。世の中が評価ばかりだからこそ、うまく行きすぎている評価制度には注意しなくてはならない。現場に目をやって、評価でほんとうに個々の学習者や教育者のためになっているか。評価の原点に戻って、施策の点検を繰り返す必要があると考える。

#### 註

- (1) R.P. ドーア、松居弘道訳『学歴社会 新しい文明病』（岩波書店、1978年）、103ページ。
- (2) 中教審や臨教審の答申などを参照。文部科学省ホームページ「審議会情報」のコーナーを参照。[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/main\\_b5.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/main_b5.htm) [last access 2005.2.20.]
- (3) 入江宏「総説：幕末維新时期における「学校」の組織化—研究課題と方法—」、幕末維新时期学校研究会編『幕末維新时期における「学校」の組織化』、多賀出版、1994年。
- (4) 山谷清志『政策評価の理論とその展開—政府のアカウンタビリティ—』晃洋書房、1997年。
- (5) 増田幸一『入学試験制度史研究』東洋館出版社、1961年、30頁。
- (6) 佐藤秀夫『「学事諮問会」と文部省示諭』（国立教育研究所、1979年）、渡部宗助『府県教育会に関する歴史的研究』（国立教育研究所、1991年）などを参照。
- (7) 筆者は、そのような課題意識から、評価制度を政策と学校の両方の現場から同時モニターする研究手法を試行中である。拙稿「新しい接続制度の導入期における諸問題—オレゴン州 PASS の理想・現実・展望」（荒井克弘・橋本昭彦編著『高校と大学の接続—入試選抜から教育接続へ』玉川大学出版部、2005年）を参照されたい。
- (8) 拙著『江戸幕府試験制度史の研究』、風間書房、1993年、参照。
- (9) 永原和子編『家業と役割』、吉川弘文館、2003年。
- (10) このような理解にたつ書に、天野郁夫『試験の社会史』（東京大学出版会、1983年）、斉藤利彦『試験と競争の学校史』（平凡社、1995）などがある。両書ともに江戸時代の試験の存在を一部認識しつつも、競争的な試験や立身出世のエートスは近代以降の産物であるとしている。
- (11) 上級・中級の幕府旗本だと知行所（土地）において収穫が期待される「石高」で家禄を表し、土地を持たない下級の旗本や御家人であれば現金や現物支給される蔵米の高（例：「10両」「二十俵」、「五人扶持」など）で表される。
- (12) 泉井朝子「足高制に関する一考察」『学習院史学』第2号、1965年。
- (13) 抱席は「一代抱え」ともいう。実態は代々の相続になっていたが、制度上は一代限りの奉公で退職と同時に御家人身分を失う建前であった。

- (14) 梅村佳代『日本近世民衆教育史研究』梓出版社、1991年。梶井一暁「浄土宗関東檀林の修学僧に関する考察—近世農民の社会移動を視点として—」（教育史学会『日本の教育史学』第42集、1999年、pp. 4-22）。梶井一暁「江戸時代に教育による身分移動は可能か」（『一宮女子短期大学研究報告』第40号、2002年、329～340頁）。農民の身分移動については、田中圭一も『百姓の江戸時代』（ちくま新書、2000年）の中で佐渡の事例を報告する。
- (15) 咸宜園の「月旦法」については、石川謙『日本学校史の研究』（小学館、1960年）、ロナルド・ドーア『江戸時代の教育』（松居弘道訳、岩波書店、1970年）、中島市三郎『咸宜園教育発達史』（広瀬淡窓顕彰会、1973年）を、また他地域への伝播については鈴木理恵「近世後期安芸国の私塾の研究」（『芸備地方史研究』218/219号、1999年）を参照。
- (16) 武田勘治『近世日本学習方法史の研究』講談社、1969年。
- (17) 拙著第三章参照。
- (18) 武田勘治、前掲書。
- (19) 拙著第四章参照。
- (20) 石川謙、前掲書
- (21) 文部省『日本教育史資料』第二冊、文部省総務局編、1890年。
- (22) この時代における教育制度の先進事例を調査した「学制彙集」など、数々のレポートが様々な場で作成・活用されていたことが、名倉英三郎「幕末の学校調査」幕末維新时期学校研究会編『幕末維新时期における「学校」の組織化』（多賀出版、1996年）によって明らかにされている。熊本藩の教育制度や試験制度もこれらのうちに収録され、幕府を始めとして多くの藩に知られていたとみられる。
- (23) 山崎正董『肥後医育史』、鎮西醫海時報社、1929年。
- (24) 以上の典拠：文部省『日本教育史資料』一～三、文部省総務局編、1890～91年。  
なお、以下、本稿における古文書資料等からの引用においては、旧漢字・旧仮名遣いはすべて現代の通用の表記に改め、漢文体は読み下しとし、漢字交じり語句には適宜送りかなを補い、解説の便をはかった。
- (25) 武田勘治、前掲書の調査による。
- (26) 入江宏「教育史における時期区分試論」『日本の教育史学』第34集、教育史学会、1991年。
- (27) 拙編『昌平坂学問所日記』Ⅰ～Ⅲ、斯文会、1998・2002・2005年。
- (28) 幕府については拙著『江戸幕府試験制度史の研究』参照。諸藩については、関山邦宏「米沢藩校興譲館の教育」（『学校教育研究所年報』29号、1985年）、文部省『日本教育史資料』二（富山房、1904年）。
- (29) 倉沢剛『幕末教育史の研究 3～諸藩の教育政策』（吉川弘文館、1986年）、生馬寛信「維新前後・佐賀藩の学校改革」『幕末維新时期における「学校」の組織化』（多賀出版、1996年）を参照。実際には、この制度は「ひとえに課程を遂げ候迄の稽古の様に相成り、却って軽薄の風に相移り候て叶わざるに付、右課程の御定め御取り止めらるる儀に候」（注、文部省『日本教育史資料』三）。
- (30) 生馬寛信「幕末・維新时期の教育制度」（講演記録）  
<http://www.sagatokimeki.ne.jp/bakumatsu/schooling/koen/07/koen7-4.html> [Last access : 2005.1.31.]。
- (31) 文部省『日本教育史資料』二、三。
- (32) 鈴木暎一『水戸藩学問・教育史の研究』吉川弘文館、1987年。
- (33) 「[向井外記に対する辞令]」他3通、長崎市立博物館聖堂文庫蔵。
- (34) 文部省『日本教育史資料』七、p. 955-956。
- (35) 同前書、959-962頁。
- (36) 拙著参照。柴野栗山「上書」『日本経済叢書』日本経済叢書刊行会、1935年。
- (37) 石川謙『日本学校史の研究』小学館、1960年。
- (38) 拙編『昌平坂学問所日記』Ⅰ～Ⅲ参照。
- (39) 拙著、190頁。受験の願書は、国立公文書館蔵、多聞櫓文書・学芸関係史料のうち。

- (40) 『古事類苑』文学部三、吉川弘文館、1967年。
- (41) 「素読御吟味私記」、稿本、国立国会図書館蔵。ルビ及び書き下し文は筆者による。
- (42) 石井良助編『江戸町方の制度』（新人物往来社、1968年）所収の回顧談、301頁
- (43) 「経書講義式」、カリフォルニア大学バークレー校イーストアジアティック・ライブラリー（East Asiatic Library）蔵、による。「学問所御試弁書并御達書」（早稲田大学図書館蔵）所収の「経義式」には寛政5年11月23日の日付がある。他には『日本教育史資料』第七冊、「弁書類集并案文」（東北大学図書館蔵）、「聖堂積奠記并試業科条」（『学制類集』所収。宮内庁書陵部蔵）などの異本がある。
- (44) 「学問所御試弁書并御達書」（早稲田大学図書館蔵）
- (45) 『日本教育史資料』第三冊。
- (46) 『日本教育史資料』第二冊。
- (47) 同上。
- (48) 同上。
- (49) 本項の典拠については、拙著の第二章「学問吟味の実施形態」を参照。
- (50) 東京帝国大学史談会『旧事諮問録』、青蛙房、1971年、303～304頁。
- (51) 『日本教育史資料』第七冊、142頁。
- (52) 拙著参照。
- (53) 拙著『江戸幕府試験制度史の研究』参照。以下、本項の記述は断らない限り、典拠は同書による。
- (54) 吉川幸次郎編『論語』朝日文庫、1978年。
- (55) 室鳩巢『献可録』、『日本経済叢書』第3巻、同刊行会、1914年、193頁。
- (56) 拙著第一章参照。
- (57) 武田勘治前掲書、「試業編」に「金沢明倫堂の試業弁書始末—学問吟味方式と日常課との矛盾」として特論が展開されている。
- (58) 『日本教育史資料』第七冊、99～100頁。拙著第三章。
- (59) 横山尚幸「江戸時代の儒者の科举観—室鳩巢の人材登用論をめぐって—」『国立教育研究所研究集録』29集、1994年。
- (60) 日本による西洋からの近代学校カリキュラム受容の葛藤については、橋本美保『明治初期におけるアメリカ教育情報受容の研究』（風間書房、1998年）に詳しい。また専門教育における近代的なカリキュラムと試験制度がもたらした相克の事例については、拙稿「明治初期オランダ人医学教師による学則の制定」、『幕末維新时期における「学校」の組織化』（多賀出版、1996年）517-540頁を参照。
- (61) 斉藤利彦は『試験と競争の学校史』（平凡社、1995年）の中で、各府県の教育通史から各地における小学試験法に関わる情報を抽出・整理している。